算年金経理により、同条第四項第一号八及び第二号に規定する事業に関する取引は共同運用経理により、同条第五項に規定する業務に関する取引は福祉事業経理により、同条第八項に規定する資料提供等業務に関する取引は継続投資教育事業経理により、会員及び連合会の職員に係る共済事業並びに連合会の職員の退職年金事業に関する取引は共済経理により、同条第一項第三号及び第四号、第二項第四号から第七号まで並びに第三項第四号から第八号までの規定により支給する年金給付及び一時金に関する取引は確定給付企業年金経理により、その他の取引は業務経理	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第七十四条第一項において準用する第五十六条	報告書二通	報告書
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定給付企業年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条第四項第一号	法第九十三条

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第三項の規定により読み替えられた法第九十三条	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第七十四条第一項において準用する第五十六条	二通	一通
（略）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

2　（略）

3　存続連合会について確定給付企業年金法施行規則第三十三条の規定を適用する場合においては、同条第一項各号列記以外の部分中「法第九十三条」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第七項」と、「連合会」とあるのは「存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）」と読み替えるものとする。